

防整施第3112号
令和6年2月21日
一部改正 防整施第14945号
令和6年6月26日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の一部改正について（通知）

標記について、財務大臣から別添のとおり通知があったので遺漏のないよう措置されたい。

なお、本通知の実施に関し必要な事項は、整備計画局建設制度官から通知させる。

関連文書：防整施第938号（令和4年1月21日）

添付書類：「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の一部改正について（財計第358号。令和6年1月31日）

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

財 計 第 3 5 8 号
令和6年1月31日

各省各庁の長 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する
加点措置について」の一部改正について

標記のことについて、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）の一部を別紙のとおり改正し、令和6年1月31日から適用することとしたので通知します。

(別紙)

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和３年１２月１７日付財計第４８０３号）の一部を次のとおり改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
先般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年 11 月 19 日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和３年 11 月 8 日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行うこととします。 適用対象となる調達、評価項目及び実施要領等は下記のとおりとなりますので、その実施につき遺漏なきよう適切にご対応いただくとともに、また、貴省庁関係の地方支分部局等の機関に対しても、周知徹底願います。 記 [1 ～ 9 略] 10 その他 <u>（１）契約担当官等は、本制度を効果的に実施するため、必要な確認を行うこととする。</u> <u>（２）契約担当官等は、天災地変等やむを得ない事情により加点措置の実施を適切に行う環境が整っていないときは、本通知による加点を行わないことができる。なお、そうした事情が生じた場合には、財務省から別途通知を行う。</u>	先般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年 11 月 19 日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和３年 11 月 8 日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行うこととします。 適用対象となる調達、評価項目及び実施要領等は下記のとおりとなりますので、その実施につき遺漏なきよう適切にご対応いただくとともに、また、貴省庁関係の地方支分部局等の機関に対しても、周知徹底願います。 記 [1 ～ 9 同左] 10 その他 <u>契約担当官等は、本制度を効果的に実施するため、必要な確認を行うこととする。</u>
備考 表中の [] の記載は注記である。	